

平成30年度

包括外部監査結果報告書

概要版

テーマ1

「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

テーマ2

「補助金等に関する事務執行状況について」

平成31年3月

熊本県包括外部監査人

樋口 信夫

『平成 30 年度包括外部監査結果報告書』の概要

熊本県包括外部監査人
樋口信夫

テーマ 1

「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

テーマ 2

「補助金等に関する事務執行状況について」

I. 外部監査の概要（本文 P1～P3）

1. 特定の事件の選定理由

熊本県は、「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」（平成 28 年 12 月改訂）を策定・公表している。

この中で 4 つの面から基本的方向性を示している。

- ① 『くらし・生活の再建』 ➡ 『安心で希望に満ちた暮らしの創造～安心・希望を叶える～』
- ② 『社会基盤の復旧』 ➡ 『未来へつなぐ資産の創造～未来の礎を築く～』
- ③ 『地域産業の再生』 ➡ 『次世代を担う力強い地域産業の創造～地域の活力と雇用を再生する』
- ④ 『交流機能の回復』 ➡ 『世界とつながる新たな熊本の創造～世界に挑み、世界を拓く』

そして熊本の将来像として『災害に強く 誇れる^{たから}資産を次世代につなぎ 夢にあふれる新たな熊本』としている。

熊本は、農業県である。農業を中心に将来に向けた試験研究が行われている機関の財務事務の執行及び管理運営について合規性、効率性、経済性などを確認することは、県民にとって将来を見据える意味で重要であると判断し、「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」をテーマに選定した。

一方、県民に直接かかわる「暮らし・生活」という意味では、その 1 つが、県の行う補助金等交付事務である。補助金等交付事務の合規性、効率性、経済性などを確認することは、県民が安心・公平の観点から行政の理解を高めることになると判断し、「補助金等に関する事務執行状況について」を 2 つ目のテーマに選定した。

2. 監査の着眼点

テーマ1

「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

- ① 各研究機関の研究目的が明らかにされ、その目的に沿った研究課題が公平に適正に選定されているか。
- ② 研究成果は、適正に評価される仕組みとなっているか。
- ③ 研究成果の公表は、適時適正に行われているか。
- ④ 予算及びその執行は、適正に行われているか。
- ⑤ 物品管理は、適正に行われているか。

テーマ2

「補助金等に関する事務執行状況について」

- ① 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ② 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ③ 補助事業の実績報告は適切か。
- ④ 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑤ 補助事業の効果測定は適切か。

3. 主な監査手続

- ① 関連法規の確認
- ② 事務マニュアル、フローチャートの入手、確認
- ③ 担当者へのヒアリング
- ④ 比較分析
- ⑤ 関係書類の閲覧
- ⑥ 証憑突合

4. 外部監査の実施期間

平成30年8月1日から平成31年3月7日まで

実地調査期間：平成30年8月20日から平成30年12月5日まで

II. 監査の結果及び意見の集約（本文P4～P204）

1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」（本文P4～P99）

監査対象とした試験研究機関は、下記のとおりである。熊本県における試験研究機関は、知事部局より独立した研究所はない。また、県警本部に組織されている科学捜査研究所は、鑑定業務が主体であり、試験研究活動を目的とした組織ではなかったが、その名称から今回の監査対象の範囲内とした。

NO	部 局	課	組 織 名	所在地
	知事部局			(※当該研究所の現地確認は時間的制約から行っていない。)
1	農林水産部 生産経営局	農業技術課	農業研究センター 農産園芸研究所	本部：合志市 合志市

			茶業研究所 ※ 高原農業研究所 ※ 球磨農業研究所 生産環境研究所 畜産研究所 草地畜産研究所 アグリシステム総合研究所 果樹研究所 ※ 天草農業研究所	御船町 阿蘇市/山都町 あさぎり町 合志市 合志市 阿蘇市 八代市 宇城市 天草市
2	農林水産部 森林局	森林整備課	林業研究指導所	熊本市中央区
3	農林水産部 水産局	水産振興課	水産研究センター	上天草市
4	商工観光労働部 新産業振興局	産業支援課	産業技術センター	熊本市東区
5	健康福祉部	健康福祉政策課	保健環境科学研究所	宇土市

県警本部

6	刑事部	科学捜査研究所		熊本市中央区
---	-----	---------	--	--------

以下計 43 件（指摘事項 14 件、意見 29 件）の事項について記載している。

NO	項目	内容	指摘事項	意見	ページ
テーマ 1 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」					
1	共通的事項	<p>【意見 1】 試験研究に対する県の基本的姿勢の表明について</p> <p>試験研究機関の活動及びその成果は県民の生活にすぐ直結するものでなく、その上多くの時間と資金を必要とする。財政が有効（県民生活への適合性）的・効率（一定の財政投入で最大の効果）的に使われているか、その試験研究がどこまで県民にとって必要なものなのか不透明なところが多い。</p> <p>従って、試験研究活動に関して熊本県としてどのように取り組むのかその基本的姿勢を示す必要があると考える。</p>		○	11
		<p>【意見 2】 試験研究内容全体を相対的に評価について</p> <p>現在の研究課題については各研究所において研究課題毎の評価過程を実施しているが、試験研究内容全体を相対的に評価する体制にはなっていない。各研究機関の実施する事業はそれぞれ多岐にわたるものの、近年では人員の不足や、予算の確保が困難になりつつ</p>		○	12

		<p>ある等、試験研究に関する環境は厳しくなっている。</p> <p>限られた資源の配分を検討するにあたっては、現在取り組んでいる研究内容につき、様々な角度からその性格を分析し、必要な資源を投入するとともにそれほど必要でない場合については他の研究に振り向けるといったことが必要ではないか。</p>			
		<p>【意見3】 試験研究人件費の予算化について</p> <p>管理運営費、事業費等と各研究所に帰属すべき本庁の課で計上されている人件費の合計額に占める人件費の割合は、全て 50%を超えている。</p> <p>本来であれば個別課題毎に予算管理すべきであるが、まずは各研究所で人件費計上を行い、研究員グループ毎の費用管理を、そして研究課題毎の費用管理を行い、予算と実績の比較を行う事で研究成果の評価につなげる事が重要である。</p>		○	15
2	熊本県農業研究センター	<p>【指摘事項1】 財産管理の基本的考え方について</p> <p>大半の備品が問題なしの状態であるが、「要修理使用可」であり、修理されないことによって「業務に支障有」となっている備品、「性能陳腐化」の状態であり、使用していない備品が散見される。また、「修理不可能」の状態であり、使用できる状態にない備品も現場からの除却申請がなく除却処理されないままとなっている備品が存在する。「熊本県物品取扱規則」に基づき適切な処理を行わなければならない。</p>	○		28
		<p>【指摘事項2】 備品リスト及び物品の管理状況への記載漏れについて</p> <p>農業研究センター内の本部・企画調整部の現物確認を行った際、図書室において備品リスト及び物品の管理状況には記載が無いにも関わらず、現に存在する備品が見受けられた。現物確認調査はあくまで備品リスト及び物品の管理状況に記載されている物の確認であるため、そもそも記載のない現物の把握については見落とす可能性がある。備品リスト及び物品の管理状況の枠に捉われず、現物そのものに着眼点を置いた調査も必要である。</p>	○		29
		<p>【指摘事項3】 不用決定の未処理について</p> <p>年間使用時間ゼロの物品、修理不可能な物品、性能陳腐化の備品等は、「熊本県物品取扱規則」に基づき適切な手続き・処理を行わなければならない。</p>	○		37
		<p>【指摘事項4】 不用物品処分調書における物品管理者の押印漏れについて</p> <p>「不用物品処分調書」に物品管理者の押印が整えられていなかった。</p>	○		47

	<p>【指摘事項5】物品管理について</p> <p>物品の台帳から作成された管理表を基に現物確認を行ったが、備品シールがはがれて、備品番号が確認できない物品があった。</p>	○		47
	<p>【指摘事項6】物品管理について</p> <p>物品の台帳から作成された管理表を基に現物確認を行ったが、性能陳腐化、修理不可能になっている物品が存在した。「熊本県物品取扱規則」に基づき、修理、再利用を検討する等適切な処理を行わなければならない。</p>	○		52
	<p>【意見4】研究費予算、研究職員、技師職員確保について</p> <p>熊本県の試験研究活動の成果が今日の熊本の農業の基礎を支えていることを鑑みれば、財政難の影響を受けることなく、人的資源と資金的資源について一定のレベルを確保する必要がある。人的資源と資金的資源を確保しやすいものとするためには、熊本県としての試験研究活動に対する考え方・位置づけを明確にすることが必要であるとする。</p>		○	30
	<p>【意見5】外部資金の獲得について</p> <p>外部資金試験費収入は、外部機関からの委託費等のため研究内容や資金用途等で一定の制約はあるが、農業研究センターの試験研究活動資金として確実なものであり、また、試験研究職員にとっても試験研究の機会をもたらすものとなる。受託試験費収入も同様である。一般財源を基本財源としながらも諸収入（外部資金試験費収入と受託試験費収入）の獲得に向けた事業計画を策定することが重要である。</p>		○	32
	<p>【意見6】図書の現物管理について</p> <p>膨大な図書数である。まず、本当に管理が必要な図書と短期間（概ね一年以内）の使用が予定される雑誌等図書とを区別して、管理が必要な図書の一覧を作成するといった方法が有効である。これに併せ、書庫自体も管理が必要なブースと必要としないブースとに物理的に区分出来れば、棚卸もスムーズに行うことが出来ると考えられる。</p>		○	33
	<p>【意見7】農業研究センターにおける毒劇物等管理要領について</p> <p>毒劇物等管理要領において毒劇物等鍵管理者と毒劇物等使用者とが一致しない様、鍵管理者の職務・職責について記載すべきである。毒劇物等出納簿（様式3）を確認したところ、劇物の使用者と管理担当者が同一となっているものが見受けられた。これでは牽制機能が働かないため、このように同一になってしまう場合、確認を行うべきは管理担当者ではなく管理担当者的上長とする等、柔軟な運用及び要領の整備が必要である。</p>		○	33

	<p>【意見 8】 試験研究不正防止への対応について</p> <p>試験研究不正を防止する仕組みにはなっておらず、現状では研究員個人のモラルに頼っていると言える。情報の管理も含め、不正が起りにくい環境整備も大事であり、適正な試験研究不正防止に関する規程の作成及び定期的な検証も必要である。</p>		○	33
	<p>【意見 9】 研究員の研修について</p> <p>人材育成方針には研修等に係る受講者数等の具体的な数値目標といったものはなく、予算の制約があるため、年度当初に各研究所からの受講希望により予算の範囲内で参加者を調整しており、中長期的な研究員の育成に関しては疑義が残る。研究員の研修は、熊本県農業研究センターの根幹を支える部分であるため、センター全体での計画的な対応・管理とそれに要する予算の確保が必要と考える。</p>		○	34
	<p>【意見 10】 生産物販売の事務について</p> <p>生産記録簿と生産調書の責任担当者が重複しており、牽制機能が十分に働いているとは言い難い。組織変更があつて、また職員数等が減少するなかにあつて、規程、手続等の見直しが間に合っておらず、見直しを検討すべきである。また、事務手続きの簡素化等の検討も必要ではないか。</p>		○	35
	<p>【意見 11】 活動実績の情報開示について</p> <p>資料としては既にまとめており、公表することに時間的にも費用的にも大きく生ずることはないため、熊本県農業研究センターの活動実績を関係機関の了解の上で資料配布やホームページへの掲載等積極的に情報開示をすることが期待される。</p>		○	36
	<p>【意見 12】 生産物収入の網羅性について</p> <p>生産調書そのものには、実際に販売済となった履歴が残らないため、万が一、販売漏れや入金漏れがあつたとしても把握しづらい状況にある。したがって、即売がなされたものについては生産調書上、消込するなど確認が取れる形での運用を行い、生産物収入の網羅性を担保することが望ましい。</p>		○	38
	<p>【意見 13】 特殊空調設備の保守点検業務における随意契約（単独）の妥当性について</p> <p>設備購入後その購入資産の特殊性から保守点検業務を購入先業者に随意契約しなければならないようなケースでは購入とその後保守契約を一体とした入札方法を検討すべきである。</p>		○	44
	<p>【意見 14】 展示室の整理整頓及び美化について</p> <p>いぐさの展示室を設置し、新しい使い道・利用方法を提案することは非常に大事なことであるが、展示室の整理整頓を定期的に行</p>		○	50

		い、展示の在り方を検討していただきたい。			
3	熊本県 林業研 究指導 所	<p>【意見 15】 会議における議事録及び会議定足数の規定がないことについて</p> <p>所内会議、専門部会議、外部評価委員会議及び研究課題選定・評価会議等会議が開催されているがその会議において協議された際の議事録が作成されていない。所内会議、専門部会議、外部評価委員会議及び研究課題選定・評価会議において、定足数の規定がない。議事録、会議における定数を適正に管理すべきである。</p>		○	58
		<p>【意見 16】 研究期間延長にともなう報告の必要性について</p> <p>決定された研究課題は事前評価で外部委員の含む各構成員から評価を受けたものであり、研究期間が変更された場合は各種会議でその旨の報告を行う様すべきであると考ええる。</p>		○	59
		<p>【意見 17】 中間評価の必要性の検討について</p> <p>中間評価の必要性を誰が判断するのかを実施要領において明確にすること、及び中間評価の必要性の判断過程を文書化することが必要である。</p>		○	59
4	熊本県 水産研 究セン ター	<p>【指摘事項 7】 不用物品の処分について</p> <p>耐用年数を大幅を超えて保有している機器類の使用状況を調査し、台帳上に記載されている現状と一致しているかを調査する必要がある。そのうえで、使用に堪えないものについては、既に機能の現状が「修理不可能」となっているものも含めて、使用できない物品に関しては不用の決定を行う必要がある。</p>	○		70
		<p>【意見 18】 研究センター運営に係る人件費等について</p> <p>試験研究機関の運営や、そこで実施する試験研究事業に要する費用については、本庁の予算と区分して各機関において計上し、各機関で達成した成果とこれにかかったコストを比較考量できるようにすべきである。</p>		○	72
		<p>【意見 19】 試験研究の評価基準について</p> <p>一概に経済性でその内容を評価することは妥当ではないが、何らかの形で経済性も考慮しなければ、成果達成時の期待感のみを元にコストのみが生じ続けるといったことになりかねない。何らかの形で、経済性を考慮する指標は必要であると考ええる。</p>		○	72
		<p>【意見 20】 情報公開に関する体制について</p> <p>本庁ドメインに設置されているページから、センター用ドメインのページへのリンクが設置されておらず、情報が一元的に閲覧できるようになっていない。よって、県民、若しくは外部に対する開示方法が一元化されておらず、情報へのアクセスがしにくい状態にある点が問題点として挙げられる。情報を一元的に閲覧できるよう検</p>		○	74

		討すべきである。			
5	熊本県 産業技 術セン ター	<p>【指摘事項 8】 図書等の管理について</p> <p>図書については台帳化がなされておらず、産技センター内にとのような図書がどれくらい存在しているか一覽的に確認できるものは存在しなかった。研究施設においては図書の数も多く、文献として利用される必要性があることから、今後図書台帳を作成し、タイトルとその保管場所を一元管理する必要がある。</p>	○		82
		<p>【指摘事項 9】 棚卸の実施について</p> <p>棚卸は実施しているとのことであったが、倉庫内の整理整頓を実施し、在庫の保有状況が把握できるよう改善する必要がある。</p>	○		82
		<p>【指摘事項 10】 ホームページについて</p> <p>適時に更新される必要があるとともに、担当者任せにするのではなく、適時に更新されていることを確認するチェック体制の構築が望まれる。</p>	○		83
		<p>【指摘事項 11】 カスタムメイド試験研究事業収入について</p> <p>利用者のニーズに応え、利便性の高い試験研究の受託ができるよう、カスタムメイド試験研究事業制度を導入しているが、機器使用料の徴収の網羅性、受託料の決定について利用者間の公平性を確保するために対応を検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託料の算定根拠について、根拠となった資料を残す。 ・ 試験研究の実績時間の記録を残し、今後の受託料算定の根拠とする。 ・ 計画の修正が発生した場合、その都度決裁を取り直す。 	○		83
		<p>【指摘事項 12】 他の研究機関から委託された研究について</p> <p>委託研究事業については設備使用料を別途徴収する必要があるが、実態としては科研費と同様であることから、使用料は徴収されていなかった。契約に関する決裁において「委託研究契約ではあるものの、内容は競争的資金の配分であることから、使用料は徴収しない」等の内容を織り込むことを検討する必要がある。</p>	○		85
		<p>【意見 21】 研究テーマの選定について</p> <p>研究テーマの中には、全国的にみて熊本県が特に盛んな生産地とはいえず、今後の市場性等を考えれば、今現在少ない予算を割いて研究すべきテーマとは考えにくいものもあった。大規模な研究については期間を切って実施しているとのことであるが、中には長期間継続的に研究しているものもあり、研究の必要性・継続性について経済性を考慮し、再度見直しが必要であると考ええる。</p>		○	85
		<p>【意見 22】 スペースの有効活用について</p>		○	85

		センター内には大会議室を含めた多くの会議スペースが存在しており、財産の有効活用を進めるためにも、県の機関への貸出しを検討することが望まれる。			
		<p>【意見 23】 計量検査業務について</p> <p>現在の体制で検査業務をこなしたうえ、さらに多くの抜き打ち検査を実施することは困難とのことであることから、業務内容の見直しが必要であると考ええる。</p> <p>さらに、専門的な知識を有する職員の確保も必要不可欠である。専門職員を確保するための人事計画及び専門能力を高めるための人材教育計画を作成する必要がある。</p>		○	86
		<p>【意見 24】 研究成果のアーカイブの必要性について</p> <p>研究結果について、紙面でのみ保存しているものについてデジタルアーカイブ化し、台帳を作成するとともに、ホームページにおいて閲覧可能な状態にする必要がある。</p>		○	87
		<p>【意見 25】 研究成果の利用状況の把握について</p> <p>研究成果の利用にあたって許可等をとるように求めていることから、実際にどの程度利用されているか把握しておらず、研究成果が県内企業に有効活用されているか否か把握できない状況にある。利用に際して許可を求めるようにする等して、利用状況の把握に努め、県内企業に対して有用な研究ができてきているか評価できる仕組み作りが必要である。</p>		○	87
6	熊本県 保健環 境科学 研究所	<p>【指摘事項 13】 研究運営会議の検討過程及び結果について</p> <p>「研究運営会議」について、現状、検討過程が残されていない状況である。特に、計画の評価については、ここでの判断が、この後の内部評価会議、外部評価会議のどちらで評価されるのかを左右することになる（重点研究と区分された場合には外部評価委員会、一般研究と区分された場合には内部評価会議で評価となる）ので、この点の検討過程については議事録を作成する等して検討過程を残すべきである。</p>		○	94
		<p>【指摘事項 14】 更新済の備品に係る不用決定について</p> <p>現物の確認を行っていたところ、すでに更新済であるにもかかわらず、更新前までに使用していたものが残っているものがあつた。適宜、不用の決定を行うべきである。</p>		○	94
		<p>【意見 26】 備品の管理、更新について</p> <p>試験・検査・研究を行うための施設であるため、予算の問題はあるものの、試験・検査・研究の品質の維持、向上のためにも、業務で使用する備品について計画的に更新されることが望ましい。</p>		○	95

		<p>【意見 27】 領収書綴り、燃料券綴りの保管状況について</p> <p>現金収受の件数は著しく少なく領収書の使用頻度もかなり低いことが想定されるが、使用分未使用分の管理や、受払の管理を行うためにも、領収書、燃料券それぞれの管理台帳を作成して、年度末には、現物と帳簿（管理台帳）との照合を行うことが望ましい。</p>		○	95
		<p>【意見 28】 消耗品購入伺いの申請及び承認について</p> <p>消耗品購入伺いの申請及び承認について、事務作業の効率性の向上、相互牽制機能を確保等の点から事務フローを検討することが望まれる。</p>		○	95
		<p>【意見 29】 研究体制の充実に関して</p> <p>県全体の予算との関連性もあるが、より良い研究成果を確保するためには、予算の面で研究体制の充実が図れないかの検討が望まれる。</p>		○	96
7	熊本県警察本部科学捜査研究所	特記事項なし	—	—	—

2. 「補助金等に関する事務執行状況について」(本文 P100～P204)

平成 30 年度監査テーマとした補助金等については、下記を条件に絞り込みを行い、監査対象事業とした。

- ① 平成 29 年度補助事業に関する予算要求書を入手した。
- ② 入手した補助事業から下記の事項に該当するものは選定から除外した。
 - イ) 平成 28 年熊本地震被災・災害からの復旧復興関係の補助事業(復旧復興事業活動を優先すべきであり、又事業途中であること)
 - ロ) 市町村等が行う事業助成(地公体から地公体への補助でリスクが少ないこと)
 - ハ) 農林水産部の行う補助事業(農林水産部は 26 年度監査対象とした部であったこと)
 - ニ) 予算額が 2 億円以下の補助事業(時間的制約、金額的重要性を考慮する)

以上、①及び②の条件から絞り込まれた監査対象補助事業は 16 事業であり、その執行合計額は 15,623 百万円である。

以下計 71 件(指摘事項 20 件、意見 51 件)の事項について記載している。

NO	項目	内容	指摘事項	意見	ページ
テーマ 2 「補助金等に関する事務執行状況について」					
1	共通的事項	<p>【意見 30】 補助金交付後の実地調査・モニタリング、効果測定・評価について</p> <p>現在「財産の処分の制限」については補助事業者からの報告に依存している所が大きいと感じた。しかし、補助事業者が、自らにマイナスの報告を適時適切に行っているとは期待し難いとする。補助事業変更の有無、財産の処分の制限等については、補助事業者からの報告とともに補助事業現場に出向いて、現状を確認することがなされるべきである。全件とは言わないが、一定の基準で「補助事業の実地調査・モニタリング」を年次計画の中に織り込んで実施すべきである。</p> <p>また、補助事業の事後的業務として、その補助事業の効果の評価がなされるべきである。今回の監査対象補助事業の「評価方法及び評価結果」として記載しているが、積極的に事業評価を行っている事業はなかった。事業評価を行う上で効果測定に関する指標設定を行うことが困難な事業もあるが、例えば、事故件数の減少、利用客の増加、人材不足の解消等数値化した客観的データをもって補助事業の評価を行う事も有用である。</p>		○	106
2	私立高等学校等経常費助成	<p>【指摘事項 15】 2 法人から提出された平成 29 年度第 1 回熊本県私立学校経常費補助金交付申請書(日付：平成 29 年 5 月 15 日)の受付に際して県側の受付印及び受付日付記載漏れについて</p> <p>補助金交付事務に関して交付申請書をいつ受領したかは重要な</p>	○		112

	費補助	<p>事項であるが、交付申請書の受付印及び受付日付は、記載漏れが無いようにしなければ、補助金申請交付事務において、事務要項とおり手続きが行われたか検証ができない。受付印及び受付日付を記載し、日付確定を行うべきである。</p>			
		<p>【指摘事項 16】 補助金算定シートの誤り（経常費配分基準の適用誤り、入力ミス等）があり、過去に遡及して配分調整を行うべき事項について</p> <p>【高等学校算定シートの訂正事項】</p> <p>① 平成 25 年度～平成 29 年度の某高等学校に係る算定において、「教育費割」の積算に誤りがあった。</p> <p>② 平成 28 年度～平成 29 年度の全高等学校に係る算定において、「特別教育活動割」のうち「校内組織の整備等及び取組」の積算に誤りがあった。</p> <p>③ 教職員・教育費割の算定において、対象外の手当が人件費に含まれていた。</p> <p>【中学校算定シートの訂正事項】</p> <p>① 平成 29 年度の 4 中学校に係る算定において、「教育費割」の積算に誤りがあった。</p>	○		112
		<p>【指摘事項 17】 監事監査報告書の様式に関する指導について</p> <p>監事監査報告書には様式、根拠条文、文言等に誤りのあるものが散見された。添付されればよいというものではなく、添付の目的は監事監査機能が適正に機能していることを確認する 1 つ手段であると考えらるならば、監事監査報告書の様式、根拠条文、文言等の誤りも含め、監査機能が適正に機能すべく県の指導がなされるべきである。</p>	○		120
		<p>【指摘事項 18】 補助金算定シートの誤り（経常費配分基準の適用誤り、入力ミス等）があり、過去に遡及して配分調整を行うべき事項について</p> <p>【幼稚園等算定シートの訂正事項】</p> <p>① 定員充足率が 110% を超える場合の減額調整処理に誤りがあった。</p> <p>② 計算式が消えていたことによる算定額の誤りがあった。</p>	○		121
		<p>【意見 31】 経常費の補助金算定シートの安定化について</p> <p>現在、経常費の補助金算定シートはエクセルの表計算によって行われている。従って、エクセル上の計算式を消したり、計算を無効にしたりする誤操作があれば、適正な経常補助金は計算されない。ソフトウェア会社に経常費の補助金算定シートのプログラム作成を依頼するまでではないとしても、エクセルシートに保護をかける</p>		○	115

	等経常費の補助金算定シートの安定化を図るべきである。			
	<p>【意見 32】（正確性・整合性）チェック体制の見直しについて</p> <p>適切なチェック体制が整っているのか疑問である。計算表の担当者に止まらず、承認押印を行う責任者も含め、適切なチェック体制の構築が必要である。</p>		○	115
	<p>【意見 33】 計算誤りへの対応法の文書化（遡及年限・資料保管 5 年）について</p> <p>今回の包括外部監査の結果、過去の経常費補助金算定において誤りがあることが確認された。しかし、その誤りについてどこまで遡及訂正するか明文化されたものがない。資料保管 5 年ということで過去のデータが存在するのであれば、過去 5 年間に遡及して見直しを行い、その中で新たなる計算誤りがあればそれも含めて遡及訂正すべきである。</p>		○	115
	<p>【意見 34】 実地調査・モニタリングの必要性について</p> <p>私学振興課のスケジュールで実地調査を行い、実質的指導が実施されることが望まれる。</p>		○	115
	<p>【意見 35】 高等学校における配分基準（特別教育活動等割の学校の安全対策）について</p> <p>配分基準（特別教育活動等割①学校の安全対策）について、具体的には「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について（通知）」（平成 13 年 7 月 10 日付け 13 初企第 12 号）を参考にするとされているが、教職員の校内巡回だけでなく、実際に実施している対策も記載するような指導が必要であると考え。</p>		○	116
	<p>【意見 36】 設備費割の算定において、購入予定の設備の一部を決算見込額に算入し、補助金の対象額として減額していることについて</p> <p>設備費割の算定では購入設備額とそれに対応する補助金額を管理すべきであり、設備費と補助金額は完成引渡しが行われる年度まで関連づけて管理するチェック体制が必要である。</p>		○	117
	<p>【意見 37】 補助金の不交付規程の適用について</p> <p>実態調査の結果、寄付行為違反の学校法人があり、県側はそれを把握していながらまだ改善されないままの状態となっている。違反の内容は、理事・評議員の定数不足の案件であり、平成 27 年度には寄付行為違反の把握がなされている。期限を示す等して早急に改善を指導すべきである。</p>		○	117
	<p>【意見 38】 経常費補助金算定シートの安定化について</p> <p>経常費補助金算定シートに不安定さが存在している状態であり、私立高等学校等経常費助成費補助（中学校・高等学校）で意見として記載したような経常費補助金算定シートの安定化を図るべく方</p>		○	124

		法を講じるべきである。			
		【意見 39】（正確性・整合性）チェック体制の見直しについて 私立高等学校等経常費助成費補助（中学校・高等学校）で意見として記載したように有効なチェック体制を構築すべきである。		○	124
		【意見 40】 計算誤りへの対応化の文書化（遡及年限・資料保管 5 年）について 私立高等学校等経常費助成費補助（中学校・高等学校）で意見として記載したように計算誤りへの対応法の文書化をすべきである。		○	124
		【意見 41】 実地調査・モニタリングの必要性について 私立高等学校等経常費助成費補助（中学校・高等学校）で意見として記載したように実地調査・モニタリングを計画的に実施すべきである。		○	124
		【意見 42】 根拠資料の添付について 根拠資料の添付ができないものについては、実地調査・モニタリング時に計画書等の有無を確認する必要があると考える。		○	124
3	企業立地促進費補助	【意見 43】 熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りについて 実績報告書中の金額が一ケタ違うなど、誤っている箇所が 2 か所見受けられた。県の方でも点検した足跡もあり、それでいてなお見落とししていたため一層の注意が必要である。		○	127
		【意見 44】 補助対象投下固定資産の対象範囲について 補助対象投下固定資産の対象範囲について撤去費用、移設費用、少額資産等の固定資産計上基準は企業ごとに異なるものであり、熊本県でこれを把握・判断するのは困難である。企業の固定資産台帳の摘要欄にどの資産の付属品かの記載も求めることで一定の改善は図られると考えられる。		○	128
		【意見 45】 補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性について 補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性について固定資産台帳の確認に加え、減価償却明細書、配賦表や組替表といった書類等で固定資産の金額の妥当性を確認する必要がある。		○	129
		【意見 46】 交付申請及び実績報告時の添付書類について 補助金交付申請書及び事業実績報告書の提出の際の添付書類に、新規雇用者の数を証する書類として「雇用保険被保険者証などの写し」が挙げられているが、これが無く社員名簿にて、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の確認済、従業員名簿、免許証写し、住民票写しにより住所確認済、とされているものが見受けられた。添付書類等実際の運用に揃えた方が良いと考える。		○	130

		<p>【意見 47】 財産現物確認について 企業訪問に併せ現物確認等を実施し、実施した現物確認事項についても文書として残すべきである。</p>	○	130
		<p>【意見 48】 実地調査の適正性について 実地調査においては、マニュアルも無く確認内容も統一されていないことを鑑み、具体的な手順を含めた実地調査マニュアルを作成の上、運用することが望まれる。</p>	○	131
4	商工会 商工会 議所・ 商工会 連合会 補助	<p>【意見 49】 補助金の額の算定における基準日について 補助対象職員俸給等基準表は毎年度、4月と2月に改正されており、実際の運用は交付申請時では4月改正分、実績報告時では2月改正分にて算定されている。いつ時点に基づいて補助対象職員俸給等基準表を判定するのか定かではない。基準日を記載し、明確にするべきである。</p>	○	135
		<p>【意見 50】 熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付申請書の提出期限について 実績報告書及び状況報告書の提出期限が明確になっているにもかかわらず、補助金の交付申請書についてのみ提出期限が明示されていない。交付申請書の提出期限についても、記載することが望ましい。</p>	○	136
		<p>【意見 51】 補助金の交付対象となる資産について 有形のものばかりではなくソフトウェアの導入費用や利用権といった無形の財産も管理する必要が生じるものと思われる。「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」についてもこれらの点を考慮して適宜見直す必要がある。</p>	○	137
5	有床診療所等 スプリンクラー 一等施設整備 事業	<p>【指摘事項 19】 実績報告における要求資料について 実際に支払った証跡を確認できる資料が存在していない。見積書や契約書は添付されているものの、支払った証跡が存在しないことから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。今後請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。</p>	○	139
		<p>【指摘事項 20】 補助金額を計算する要素のチェックについて 実績報告において「工事面積が分かる資料（求積表）」の提出を求めているが、面積がわかれば設計図等の提出も認めている。しかし、中には文字が小さい、印字がはっきりしない等により面積を正確に把握できないものもあることから、今後資料の徴求についてより徹底する必要がある。また、㎡数については求積表や設計図といった工事業者が作成した書類に記載してある数字によって把握しているが、今後客観性の高い登記簿との整合性を確認することによ</p>	○	140

		って、その実在性、正確性をチェックすることも検討すべきである。			
		<p>【指摘事項 21】 実績報告書の差替え漏れについて</p> <p>抵当権の設定状況について、抵当権の設定が無いにも関わらず、誤って有りとして記載しているものがあつた。抵当権の有無を確認するのは補助金を財源として取得した資産が、抵当権の実行により処分されるリスクを把握するためのものであり、非常に重要な事項である。県側が書き直すべき項目ではなく、速やかに修正したものに差し替える必要がある。</p>	○		140
		<p>【意見 52】 取得資産の保有状況のモニタリングについて</p> <p>取得する資産については数千万円に及ぶ高額なものもあることから、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。今後、固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。</p>		○	141
		<p>【意見 53】 実績報告書等の様式について</p> <p>「医療施設等施設整備費補助金交付要綱（最終改正厚生労働省発医政 0524 第 1 号平成 29 年 5 月 24 日）」で支給される 15 事業の補助金で共通の様式を使用している。このため、事業によっては内容の記載がそぐわない部分も存在している。「医療施設等施設整備費補助金交付要綱（最終改正厚生労働省発医政 0524 第 1 号平成 29 年 5 月 24 日）」で支給される 15 事業の補助金で共通の様式を使用している。このため、事業によっては内容の記載がそぐわない部分も存在している。</p>		○	141
6	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助	特記事項なし	—	—	—
7	軽費老人ホーム事務費補助事業	<p>【指摘事項 22】 実績報告資料の差替えについて</p> <p>補助金の額に影響を与えない内容の誤りであれば手書きで修正することも実務上やむを得ないと考えるが、金額に影響を与える部分については訂正したものに差替えを行う必要があると考える。</p>	○		147
		<p>【指摘事項 23】 事務費対象経費の範囲について</p> <p>県補助金精算内訳書を確認したが、事務費対象経費の範囲について誤った記載をしているものが散見された。</p>	○		148

		<p>①事業費については全て対象とならないにもかかわらず、対象経費の欄に一部の経費の金額を記載していた。</p> <p>②事務費のうち、固定資産取得支出については対象経費であるにもかかわらず、対象外として取り扱っている。</p> <p>③事務費のうち、経理区分間繰入金支出については対象経費であるにもかかわらず、対象外として取り扱っている。</p> <p>実績報告書の記載について誤りが存在することから、慎重にチェックを行う必要がある。</p>			
		<p>【指摘事項 24】 実地調査の重要性について</p> <p>収入申告書の収入額について申告漏れが発覚し、補助金を返還させた事案が発生したことにある。各施設がどのように収入額を把握しているか確認することを目的に、実地調査を始めている。施設を運営している事業者の規模は大小様々であり、職員の経験や知識もバラつきがある。このため、事務処理の品質に差異があることから、提出された書類の内容に誤りがないか確認することが重要である。</p>	○		148
		<p>【意見 54】 実績報告書のエクセルデータによる提供について</p> <p>実績報告書の添付資料について、エクセル等により自動計算されるファイルを提供することで書類作成の容易化、提出事務の軽減化、検証作業の効率化等検討することが望ましいと考える。</p>		○	149
		<p>【意見 55】 補助対象法人が作成したデータによるチェックについて</p> <p>実績報告書について紙面で提出をしてもらっているが、合わせてデータでの提出をもらい、データによるチェックを実施することで、チェック作業の効率化を図る必要がある。</p>		○	149
		<p>【意見 56】 収入申告書のチェックについて</p> <p>事業者側に任意の様式で入居者名簿の提出を依頼しているが、様式を統一することでチェック事務が効率的になると考える。</p>		○	149
		<p>【意見 57】 補助金の計算方法について</p> <p>補助金については、事務費実支出額又は事務費基準額のいずれか少ない方の額から、事務費本人徴収額を差し引いた額を基に補助金を決定している。基準額については補助単価を人数に掛けて計算される。しかし、当該補助金は事務費を補助するものであるため、事業費のように必ずしも利用者に比例して発生するわけではなく、むしろ利用者の増減に関係なく固定費的に発生するものが多いと考える。今後の補助金の算定方法について見直すことの検討も必要と考える。</p>		○	149
		<p>【意見 58】 対象経費の範囲について</p> <p>実質的には固定資産の取得にあたるファイナンス・リース取引について、現在要項に特に記載がない。これについても毎年のリース</p>		○	150

		料支払いを固定資産の取得支出として対象経費にできるよう、検討が必要である。			
8	障がい者福祉施設整備事業	<p>【意見 59】 取得資産の保有状況のモニタリングについて</p> <p>補助金を財源に取得した施設について、補助金受入事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した施設について、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制の構築を検討すべきである。</p>		○	153
9	医療施設等施設・設備整備費補助	<p>【指摘事項 25】 実績報告における要求資料について</p> <p>実績報告段階で徴求する資料としては一般的と考えるが、実際に支払った証跡を確認できる資料が存在していない。見積書や契約書は貼付されているものの、支払った証跡が存在しないことから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。</p>	○		158
		<p>【指摘事項 26】 補助金の申請書類について</p> <p>医療機関側の医療機器の管理方針が補助金の趣旨に合致していることを確認する必要がある、医療機器管理室に係る機器管理に関する方針が読み取れる十分な資料を提出させる必要がある。</p>	○		158
		<p>【指摘事項 27】 補助金交付要領の誤りについて</p> <p>平成 29 年度 NBC 災害・テロ対策設備整備事業費補助金交付要領を確認したところ、第 9 条 3 項にある実績報告の期限の年度について、平成 30 年 3 月 28 日とすべきところを、平成 29 年 3 月 28 日になっていた。今後同様のミスが発生しないよう、部署内でのチェック体制の見直しが必要である。</p>	○		159
		<p>【指摘事項 28】 事業計画書の記載について</p> <p>補助金の申請書類を確認したところ、平成 26 年度の補助金交付申請書に添付される事業計画書の記載について、「5、整備事業の必要性」の欄が空欄となっていた。要件を充たしているからといって形式的に審査するのではなく、補助事業の趣旨に合致することを慎重に審査する必要がある。</p>	○		159
		<p>【意見 60】 取得資産の保有状況のモニタリングについて</p> <p>補助金を財源として取得した資産については、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。</p>		○	159
		<p>【意見 61】 取得する物品の制約について</p> <p>汎用性の高い設備については NBC 災害・テロ対策事業以外の業務にも利用可能であることから、補助金を財源として取得する場合注</p>		○	160

		<p>意が必要である。当該事業のために取得したにも関わらず、他の業務に利用することを認めた場合、補助金を受給していない医療機関との公平性を欠く恐れがある。</p>			
		<p>【意見 62】 当初事業計画金額と実績報告金額との差額の検討について</p> <p>国からの内示額に基づいた補助金の算定となる事業については、事業の計画時点(当初の要望内容)からの大幅な縮小があり結果的に事業費に対する補助金額の割合が大幅に上昇するような場合には一定の制限をかけるか、ほかの申請者との配分を考慮するなど、補助金の公平性を確保するための施策を検討することが望まれる。</p>		○	160
10	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	<p>【指摘事項 29】 実績報告における要求資料について</p> <p>実績報告段階で徴求する資料としては一般的と考えるが、実際に支払った証跡を確認できる資料が存在していない。見積書や契約書は添付されているものの、支払った証跡が存在しないことから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。</p>	○		163
		<p>【意見 63】 納品の事実の確認について</p> <p>実績報告書の中に「納品書の写し」を要求しているが、記載されているのは作成日であって、各病院に対して機器を納品した実際の日付は不明である。補助金は実際に納品され、稼働したのに対して支給されるべきであり、最低でも納品の日付を入れることで納品の事実を確認する必要がある。今後、納品した各施設のリストに納品日まで記載をするよう求める必要がある。</p>		○	163
		<p>【意見 64】 取得資産の保有状況のモニタリングについて</p> <p>取得する資産については数千万円に及ぶ高額品もあることから、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。</p>		○	164
		<p>【意見 65】 事業の評価について</p> <p>平成 29 年度末において「くまもとメディカルネットワーク」に同意している患者数(延べ人数)は 27,944 人で、平成 30 年 8 月 1 日の熊本県の人口は 1,756,972 人であることから、同意数は総県民数の 1.59%に留まっている。当該システムのメリットは患者が登録して初めて発揮されることから、現在の登録患者数は十分な進捗とはいえない。当該ネットワークの存在を広く県民へ周知するとともに、利用施設において来院患者等に対する積極的な参加メリットを説明する等により、患者の登録を伸ばすための施策が望まれる。</p>		○	164

		<p>【意見 66】 補助金を財源として取得する資産の範囲について</p> <p>パソコンのような汎用性の強い備品については、当該事業以外でも利用可能であることから、必ずしも当該事業により補助をする根拠が薄い。補助対象経費から除外する検討が必要であると考えます。</p>	○	164
11	へり救急医療搬送体制推進事業	<p>【指摘事項 30】 実地調査・モニタリングの必要性について</p> <p>実績報告後に事業主を訪問しての確認は財政的援助団体監査前に実施している程度であり、定期的には実施していない。経費の中には実支出額が基準額を大きく下回っているものや、補助対象となっていない支出があり、実態を把握する必要がある。</p>	○	169
		<p>【意見 67】 実績報告書の記載方法について</p> <p>実績報告書をみると、人件費の欄にドクター1名、看護師1名との記載がなされているが、平成29年度はドクター7名、看護師8名が当番制で事業にあたっており、実態と異なる記載となっている。人件費については従事した時間数を基準に按分計算を行い、集計しているとのことであった。このように按分計算を行っているのであれば、それがわかるように、従事した人数や時間がわかるような記載の仕方を求める必要がある。</p>	○	169
		<p>【意見 68】 実績額と基準額との乖離について</p> <p>ドクターへり事業運営費補助金交付要領の第2条「補助金の算定方法」によれば、基準額と対象経費の実支出額、総事業費（収入額控除後）を比較して少ない方の額を選定するとあるが、熊本県の算定方法は4つの基準額を合計し、その総額と実支出額総額を比較している。現在の方法によった場合、各項目レベルで実際発生額が基準額を下回ったものと上回ったものが混在した場合、全体としては差額が相殺される結果となり、問題があると考えます。より合理性のある計算方法となるよう、熊本県の補助金交付要領の記載を見直す必要がある。</p>	○	170
		<p>【意見 69】 補助率について</p> <p>病床の稼働率が高い場合、常に1床は空けておく必要があり、機会原価が発生する。この場合、3分の1補助では事業主側の負担が大きくなる。一方、稼働率が100%ではなく、常に空き病床がある事業主の場合、何もしなくても補助金が入る制度となる。いずれにしても、事業主が申請どおり病床の空きを確保できているかモニタリングするために、実績報告において稼働率を把握できる資料を入手し、状況の把握に努める必要がある。</p>	○	171
12	回復期病床への機能	<p>【指摘事項 31】 支払に関する証憑の徴求漏れについて</p> <p>平成29年度の実績報告書を閲覧したところ、最終的な支払に関する証憑が添付されていなかった。支払の証憑を徴求し、最終の支</p>	○	174

	転換施設整備事業	<p>払金額を確認する体制を構築するために、交付要領にて提出資料に「最終の支払を確認できる証憑」を追加するなどの対策を講じるべきである。</p> <p>【意見 70】 取得資産の保有状況のモニタリングについて 補助金を財源に取得した施設について、補助事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した施設について、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制を構築することを検討すべきである。</p>		○	175
13	看護師等養成所運営費補助事業	<p>【意見 71】 取得資産の保有状況のモニタリングについて 補助金を財源に取得した機械及び器具について、補助事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した機械及び器具の一覧や、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制の構築を検討すべきである。</p>		○	179
14	運輸事業振興助成費補助	<p>【指摘事項 32】 リースにより取得した資産の管理について 本事業においては、補助対象事業者が事業に要する備品等につき、リースにより取得した場合において、そのリース料に関しても補助対象となっている。当該リースにより取得した備品等については、本来購入により取得した備品等と同様、実際に補助対象事業に関して利用されているかどうか確認する必要があるが、現地調査の際にリースにより取得・使用した資産が実際に存在するかの確認が行われている形跡がなかった。リースにより使用する物品の一覧についても入手し、これに基づきリース契約に基づき取得した資産が現に使用されているかどうかをチェックすべきである。</p> <p>【意見 72】 助成団体から徴求する書類について 事業実績報告書とは別に決算書を入手し保管しているが、事業実績報告書と決算書との整合性を可能な限り確認する、決算書の記載内容に不備がなく適切に経理が行われている、法人の財務状況に問題がないかどうか確認し、その記録を残しておく等、有効に活用すべきである。</p> <p>【意見 73】 補助金交付事業の評価について 補助金が交付されている事業がどのような効果を発揮しているか、県として評価する指標を適切に把握していない。補助金を交付している以上は、どのように役立てられているか評価する指標を設定し、これに基づき評価した結果が望ましくないものであれば、事業内容の見直し等を求めることが適切である。</p>	○		183
				○	183
				○	184
15	認定訓練実施事業	<p>【意見 74】 認定要件について 職業能力開発促進法第 24 条第 1 項による認定に関し、熊本県独自の規定やマニュアルといったものが無いため、職業能力開発促進</p>		○	187

		<p>法や、職業能力開発促進法施行令、職業能力開発促進法施行規則に則り認定を行っている。また、認定に係る事務処理については、他県（福岡県）のマニュアルを参考にしており、必ずしも画一的な運用がなされているか定かでない。職業訓練の認定自体、毎年あるようなものではないからこそ、事務処理も含めたマニュアルを作成し、画一的な手順・方法によることが望ましく、またマニュアル化することで県としても担当者の交代による業務の引き継ぎがスムーズになるというメリットもある。</p>			
		<p>【意見 75】 財産の処分の制限の金額についての不整合について</p> <p>補助対象経費は購入に関し2万円未満であるため、財産処分の制限がかかる単価 50 万円以上の物品購入ということはありません。熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項第 13 条が形骸化している。整合性を踏まえ、財産の処分の制限については、今後整理することが望ましい。</p>		○	188
		<p>【意見 76】 実地調査等の必要性について</p> <p>購入実態に加え、その後の使用状況を確認の上でも重要となるため、立入検査の際は書類のみに留まらず現物の確認も必要である。これを踏まえ、認定訓練助成事業費補助金「事務指導監査実施調書」の様式の変更も望まれる。また、施設・設備は長い耐用年数となるため、長期間変更の届け出が無くとも以下の観点から補助金交付後も定期的な使用状況の確認も必要と考えられる。</p>		○	189
		<p>【意見 77】 目標設定制度について</p> <p>平成 29 年度から、認定訓練助成事業のさらなる取組みの向上を図るため、厚生労働省が新たに、試行的に目標設定制度を設けた。目標設定に関し各訓練所でばらつきがあり、高い目標もあればそうでないところもある。有用に運用されている訓練所を参考に、有効な目標設定を促し、しいては民間における認定職業訓練の普及促進に繋げていくことが望まれる。</p>		○	190
16	天草空港運航支援対策事業	<p>【意見 78】 天草エアライン(株)に対する補助事業について</p> <p>平成 29 年度については、通常整備・定期(重)整備費用を予算化していたが、定期(重)整備外注先の要請で次年度実施となっている。予算執行事務についても適切に執行されていた。</p>		○	192
		<p>【意見 79】 今後の在り方について</p> <p>地域航空会社（主に 30 から 70 席程度の小型機により、離島その他の地方航空路線の運航に従事する会社をいう。）の社会的重要性を評価しつつ、一方でその経営維持に多額の税金が投入されている現実を踏まえると、組織のあり方自体を変えることを検討することは有意義なことである。国土交通省主導の航空会社等の関係当事者</p>		○	193

		による実務者協議会で県民の天草エアライン(株)への想いが、実務者協議会を通じて発揮されることが期待される。			
17	私立学校施設安全ストック形成促進事業	<p>【指摘事項 33】 実績報告書添付書類の不備について</p> <p>平成 29 年度改築工事において、下記 (カ) 建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証の写しが添付されていない高等学校が 2 校、(オ) 工事竣工通知書、(カ) 検査済証、(ク) 工事写真が添付されていない高等学校が 1 校あった。</p>	○		199
		<p>【指摘事項 34】 実績確認調書の記載漏れについて</p> <p>平成 29 年 3 月に実施された某高等学校 1 校の実績確認調書の記載内容に一部漏れ(関係書類の確認、竣工確認のチェック項目の未処理)があり、十分な内容でなかった。</p>	○		200
		<p>【意見 80】 平成 29 年度交付実績がないことについて</p> <p>平成 29 年度は、交付申請書の提出がなかったため、交付実績がない。耐震対策が必要な園については、文部科学省への提出資料により把握できるため、事業の目的である安心・安全な教育環境づくりを促進するためにも、もっと積極的な推進を行うべきである。</p>		○	202

以上